

全域放出方式の二酸化炭素消火設備に関する 安全対策が強化されました

令和2年12月から令和3年4月にかけて、二酸化炭素消火設備に係る死亡事故が相次いで発生したことを踏まえ、事故の再発防止を図るため、**消防法施行令及び消防法施行規則等の一部が改正**されました。改正された法令は、**令和5年4月1日**から施行されます。

全域放出方式の二酸化炭素消火設備を設置されているお客様へ…

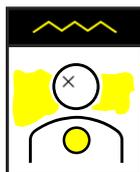
新基準の一部が遡及※されます。期日までに以下の対応が必要です。

※ 消防法第17条に基づき設置されている設備が対象です。

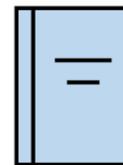
対象	対応すべき内容	期日
閉止弁が設置されていない場合	閉止弁の設置	令和6年3月31日
全てのお客様	二酸化炭素の危険性等に係る 標識 の設置	令和5年3月31日
	設備の構造並びに工事、整備及び点検時にとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた 図書 の備え付け	



閉止弁の設置



二酸化炭素標識の設置



図書の備え付け

主な改正内容

○消防設備士等による点検の実施（消防法施行令第36条関係）

消防設備士等に点検をさせなければならない防火対象物に、延べ面積に関わらず、全域放出方式の二酸化炭素消火設備を設置した防火対象物を加えるための規定を追加。

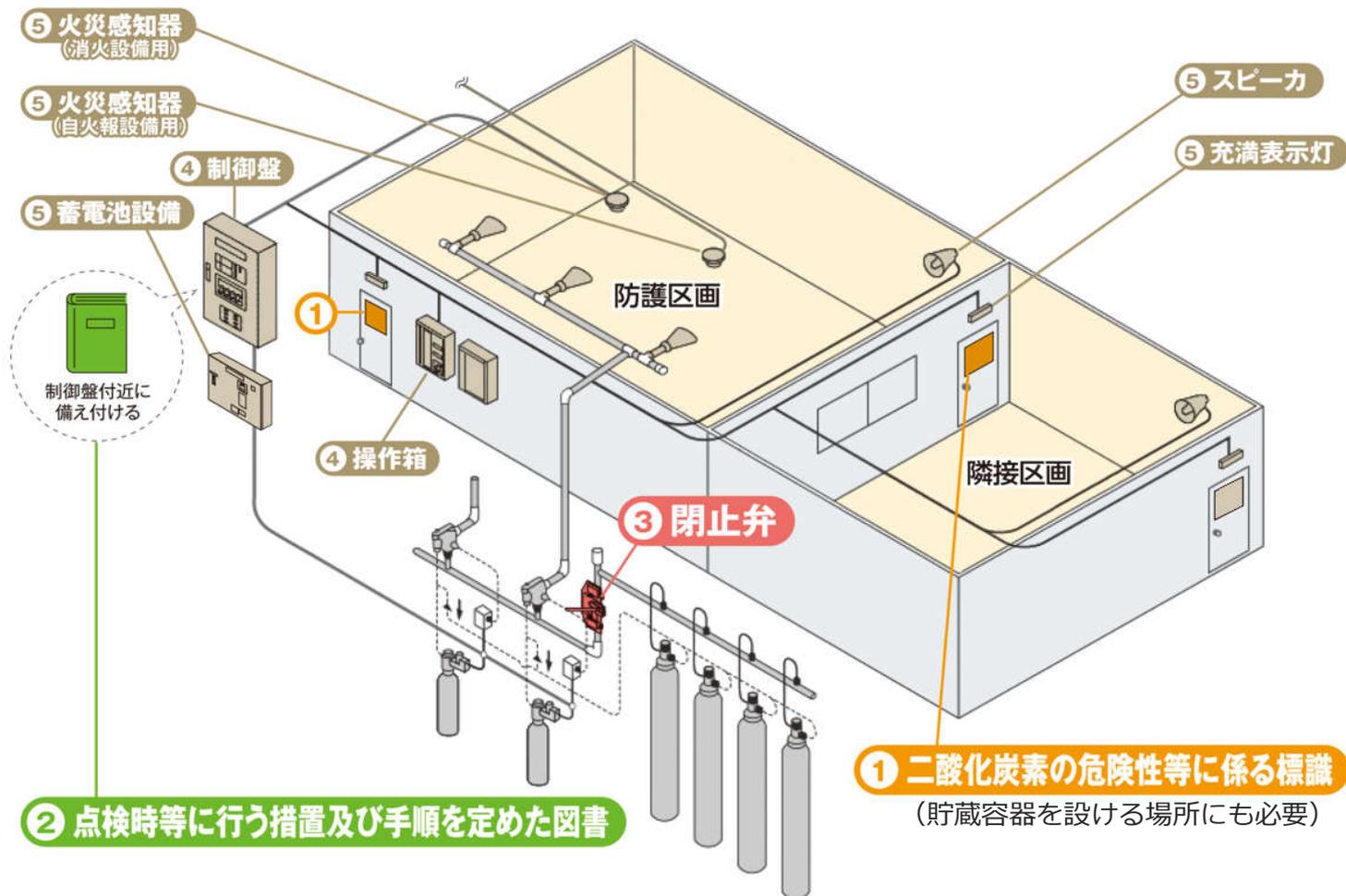
○全域放出方式の二酸化炭素消火設備に関する基準の追加（消防法施行規則第19条及び第19条の2関係）

- ・ 起動用ガス容器を設けること。
- ・ 起動装置には、消火剤の放出を停止する旨の信号を制御盤へ発信するための緊急停止装置を設けること。
- ・ 自動式の起動装置の場合には、二以上の火災信号により起動するものとする。
- ・ 常時人のいない防火対象物であっても、自動式の起動装置を設けた場合の音響警報装置は音声によること。

- ・ 集合管又は操作管に**消防庁長官が定める基準に適合する閉止弁を設ける**こと。
- ・ 二酸化炭素貯蔵容器を設ける場所及び防護区画の出入口等の見やすい箇所に**二酸化炭素の危険性等に係る標識を設ける**こと。
- ・ 閉止弁は、工事、整備、点検その他特別な事情により防護区画内に人が立ち入る場合は、閉止された状態を維持すること。上記以外の場合は、開放された状態を維持すること。
- ・ 自動手動切替え装置は、工事、整備、点検その他特別な事情により防護区画内に人が立ち入る場合は、手動状態を維持すること。
- ・ 消火剤が放出された場合は、防護区画内の消火剤が排出されるまでの間、当該防護区画内に立ち入ることがないように維持すること。
- ・ 設備の構造並びに工事、整備及び点検時において**とるべき措置の具体的内容及び手順を定めた図書を備えておく**こと。

（**青枠内**の部分は、**既存の二酸化炭素消火設備にも適用されます。**）

法令改正に伴う、二酸化炭素消火設備のリニューアルを推奨します。



日本消火装置工業会による機器・部品の推奨交換年数

令和5年3月31日までに対応すべき内容

- ① 二酸化炭素の危険性等に係る標識の設置
- ② 点検時等に行う措置及び手順を定めた図書の設置

令和6年3月31日までに対応すべき内容

- ③ 閉止弁の設置 (配管用又は操作銅管用)

当社が安全対策上、更新及び交換を推奨する内容

- ④ 閉止弁の開閉表示が確認できる制御盤及び操作箱の更新
- ⑤ 推奨交換年数に伴う電気機器の更新 (蓄電池設備、スピーカ、充満表示灯、火災感知器等)

機器名		推奨交換年数
容器弁		18～20年
制御盤		リレー式: 17～20年 電子式: 13～15年
蓄電池充電部		13～15年
蓄電池	鉛	4～5年
	ニッカド	4～5年
感知器※	煙式	10年
	熱式	半導体式: 10年 その他: 15年
操作箱		13～15年
音声警報装置		13～15年
放出表示灯		18～20年
点検用閉止弁		18～20年

※ 日本火災報知機工業会より引用

その他リニューアルのご相談につきましても、当社までお問合せ下さい。